

「コロナ特別給付金法案」(仮称)について

新型コロナの影響により、多くの国民生活に大きな困難が生じている。特に、低所得の住民税非課税世帯のみならず新型コロナによる大幅減収世帯への影響は甚大である。

一方、30年ぶりに株価が3万円の大台に乗り、新型コロナで増収の人と大幅減収の人の格差はますます開き、この年度末には廃業・倒産、解雇や雇止めの急増が予想される今、新型コロナによる生活苦の方々への給付金支給が急務である。

我々は、先般、生活に困窮する子育て家庭を支援するため、『『子どもの貧困』給付金法案』を既に提出したところであるが、今や、休業手当が出ない非正規労働者やアルバイト学生等を含む生活困窮者への新たな支援策が必要となっている。

ついでには、生活困窮者を支援するため、低所得の住民税非課税世帯や新型コロナによる大幅減収世帯などに対して、1人10万円を支給する法律案を提出する必要がある。

■コロナ特別給付金法案の概要■

1. 給付対象者

次に掲げる者に対し、特別給付金を支給する。

- ① 住民税が課税されていない者（住民税が課税されている者の扶養親族等を除く。）
- ② 新型コロナの影響を受け家計が急変（大幅減収）するなどにより、生活を維持することが困難である者

※アパート、下宿等で一人暮らしするなどアルバイト収入、仕送り等により学費等を賄っている大学生等でアルバイト収入、仕送り等が大幅に減少し、生活の維持が困難となっている者等は対象者とする。当該大学生等については、市町村で申請を受け付けた後、昨年の学生支援緊急給付金を参考に大学等と連携し対応する。

※本給付金は、収入が大幅に減少した個人事業者やフリーランス、フリーター等の支援にもなり得るものである。

2. 給付金の額

給付対象者1人につき、10万円を支給する。

【所要額】（一定の仮定を置いた粗い試算）

2.7兆円（対象者数：約2,700万人）

内訳

- ・住民税非課税者（1①）：2.2兆円（約2,200万人）
- ・コロナによる大幅減収者（1②）：0.5兆円（約500万人）

※1①の「2,200万人」は、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の予算上の対象者数（住民税非課税者数）。1②の「500万人」は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」結果（令和3年1月18日）による前年比の年収減少幅等を勘案し、新型コロナにより新たに住民税非課税水準になる対象者を算出。なお、大学生等については、対象者数として約100万人（昨年の学生支援緊急給付金の2倍程度）を想定している。